

安来市建設工事関連業務委託低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の発注する建設工事関連業務委託(業務の種類が、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタントであるものをいう。以下「業務委託」という。)に係る入札について低入札価格調査制度を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき落札者を決定するための調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。
- (3) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

(適用対象業務委託)

第3条 この要領は、安来市建設工事入札参加者選定要領(平成16年安来市告示第17号)に規定する入札参加者指名審査会において、低入札価格調査の対象とされた競争入札に付する業務委託(以下「対象業務委託」という。)に適用する。

(調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、別表第1に定める基準により業務ごとに定め、対象業務委託の請負対象金額(消費税及び地方消費税の額を除いた額)の10分の8から10分の9までを目途として設定し、予定価格調書に記載するものとする。

(最低制限価格の適用除外)

第5条 対象業務委託については、安来市契約規則(平成16年安来市規則第58号)第9条に規定する最低制限価格を設けないものとする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 対象業務委託の入札を執行するときは、次に掲げる事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

- (3) 低価格入札者は、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力すべきこと。
- (5) 低価格入札者との契約に係る措置に関すること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して落札決定の保留を宣言するとともに、次に掲げる事項を告げて入札を終了するものとする。

- (1) 調査のうえ、後日落札者を決定すること。
- (2) 落札者の決定をしたときは、入札者に通知すること。

(数値的判断基準)

第8条 入札執行者は、低価格入札者が入札時に提出した入札価格積算内訳書に基づき、別表に掲げる基準に適合するかどうかを確認するものとする。

2 別表第2に掲げる基準に適合しない低価格入札者は、失格とする。

(調査資料の提出)

第9条 入札執行者は、低価格入札者が別表に掲げる基準に適合する場合は、次に掲げる資料を提出させるものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由書(様式第1号)
- (2) 入札価格積算内訳書
- (3) 業務履行計画書
- (4) 業務履行体制計画書
- (5) 手持ち業務の状況及び従事技術者(様式第2号)
- (6) 配置予定技術者名簿(様式第3号)
- (7) 技術者の専任配置誓約書(様式第4号)
- (8) 照査技術者名簿(設計図書で定めた場合に限る。)(様式第5号)
- (9) 手持ち機械の状況(測量・地質調査業務に限る。)(様式第6号)
- (10) 過去の同種又は類似業務履行実績調書(様式第7号)
- (11) その他必要と認める事項を記載した書類

2 入札執行者は、前項の資料を入札執行日から7日以内に提出させるものとし、期限までに提出しない者は失格とする。

3 前項の期限については、安来市の休日を定める条例(平成16年安来市条例第2号)第2条の規定を準用するものとする。

(重点調査の実施)

第10条 入札執行者は、低価格入札者について、次の基準（以下「失格基準」という。）に該当するか否かの調査を実施するものとする。

(1) 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる。

(2) 低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる。

2 入札執行者は、低価格入札者から提出された資料について請負対象金額の内訳と比較し、著しく価格に差のあるものについて、前条第1項の資料を参考に次の各号に留意しながらヒアリング等必要な調査を行い、その理由を明らかにするものとする。

(1) 積算内訳の確認

(2) 違算の有無

(3) 直接人件費及び工数の妥当性

(4) 発注業務仕様（市積算）との整合性

(5) 業務計画書との整合性

(6) 業務計画書の妥当性（発注業務仕様との整合性）

(7) 担当技術者の資格及び経験の適合性

(8) 担当技術者の業務実施能力

(9) その他業務の特殊性等により必要と認められる事項

3 前項の調査を行っても入札価格に疑問が残る場合、入札執行者は、低価格入札者に関して次に掲げる事項について調査を行うものとする。

(1) 業務履行実績

(2) 信用状態（法律違反の有無、賃金不払いの状況等）

(3) その他必要な事項

(公正入札調査委員会への付議等)

第11条 入札執行者は、前条の調査結果を低入札価格調査表（様式第8号）及び過去2年間における安来市発注の同種又は類似業務（様式第8号の2）にまとめ、当該入札に係る書類とともに、安来市公正入札調査委員会設置要綱（平成16年安来市訓令第41号）に規定する公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局担当課長へ通知するものとする。

(委員会の審議)

第12条 委員会の事務局担当課長は、前条の通知を受けたときは、低入札価格調査表及び当該入札に関係する書類を添えて委員会の審議に付さなければならない。

2 委員会は、低価格入札者が第9条第1項各号に規定する失格基準に該当するか否かを審議し、その結果を入札執行者に通知するものとする。

(落札者の決定等)

第13条 入札執行者は、前条第2項の通知において低価格入札者が失格基準に該当しないとされた場合はその者を落札者と決定するものとし、低価格入札者が失格基準に該当するとされた場合はその者を落札者とししないものとする。

2 入札執行者は、前項の規定により低価格入札者を落札者とししないこととした場合は、低価格入札者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

3 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、次順位者についても第8条から第12条までの規定を準用し、その結果により前2項に基づき落札者を決定するものとする。なお、これによっても落札者が決定しない場合は、以下順次前項及び本項を適用し落札者を決定するものとする。

(入札結果等の公表)

第14条 低入札価格調査を実施した業務委託に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する書類に「低入札価格調査対象業務」と記載するものとする。

2 第9条に規定する重点調査を実施した委託業務については、契約締結後、低入札価格調査の概要（様式第9号）により調査結果を公表するものとする。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第15条 第13条の規定により落札者と決定された低価格入札者と契約を締結しようとする場合は、落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。

(1) 業務委託料の100分の30以上の契約保証金を納付すること。(落札者が特別共同企業体の場合を除く。)

(2) 前金払の金額を業務委託料の10分の2以内とすること。

(3) 管理（主任）技術者を専任配置すること。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

低 入 札 調 査 基 準 価 格 積 算 基 準	業務区分	項目①	項目②	項目③	項目④	基準価格
	測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費の48%	-	①～③の合計額 ※2
	地質調査業務	直接調査費	間接調査費の90%	解析等調査業務費の80%	諸経費の48%	①～④の合計額 ※2
	土木コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価費の90%	一般管理費の48%	①～④の合計額 ※2
	建築設計業務	直接人件費	特別経費（適判手数料除く）※1	技術料等経費の60%	諸経費の60%	①～④の合計額 ※2
	補償コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価費の90%	一般管理費の45%	①～④の合計額 ※2

※1 適判手数料：構造適合判定手数料

※2 合計額が設計金額の80%を下回る場合は80%を下限、合計額が設計金額の90%を上回る場合は90%を上限とする。（合計額の1,000円未満省略）

別表第2（第8条関係）

数 値 的 判 断 基 準	業務区分	項目①	項目②	項目③	項目④
	測量業務	直接測量費の95%以上	測量調査費の95%以上	諸経費の43%以上	-
	地質調査業務	直接調査費の95%以上	間接調査費の85%以上	解析等調査業務費の75%以上	諸経費の43%以上
	土木コンサルタント業務	直接人件費の95%以上	直接経費の95%以上	その他原価費の85%以上	一般管理費の43%以上
	建築設計業務	直接人件費の95%以上	特別経費の95%以上（適判手数料除く）※1	技術料等経費の55%以上	諸経費の55%以上
	補償コンサルタント業務	直接人件費の95%以上	直接経費の95%以上	その他原価費の85%以上	一般管理費の40%以上

※1 適判手数料：構造適合判定手数料